

PATENT ASSIGNMENT COVER SHEET

Electronic Version v1.1
Stylesheet Version v1.2

EPAS ID: PAT2778754

SUBMISSION TYPE:	NEW ASSIGNMENT
NATURE OF CONVEYANCE:	MERGER
EFFECTIVE DATE:	04/01/2013

CONVEYING PARTY DATA

Name	Execution Date
JAPAN DISPLAY CENTRAL INC.,.	04/08/2013

RECEIVING PARTY DATA

Name:	JAPAN DISPLAY INC.
Street Address:	3300 HAYANO
City:	MOBARA-SHI, CHIBA-KEN
State/Country:	JAPAN

PROPERTY NUMBERS Total: 1

Property Type	Number
Application Number:	12645260

CORRESPONDENCE DATA

Fax Number: (703)413-2220

Correspondence will be sent to the e-mail address first; if that is unsuccessful, it will be sent via US Mail.

Phone: (703) 413-3000

Email: khudson@oblon.com

Correspondent Name: OBLON, SPIVAK, ET AL.

Address Line 1: 1940 DUKE STREET

Address Line 4: ALEXANDRIA, VIRGINIA 22314

ATTORNEY DOCKET NUMBER:	346557US20TTCX
NAME OF SUBMITTER:	KAREN L. HUDSON
SIGNATURE:	/Karen L. Hudson/
DATE SIGNED:	03/21/2014

Total Attachments: 36

source=Japan Display Central Inc#page1.tif
source=Japan Display Central Inc#page2.tif
source=Japan Display Central Inc#page3.tif
source=Japan Display Central Inc#page4.tif
source=Japan Display Central Inc#page5.tif
source=Japan Display Central Inc#page6.tif
source=Japan Display Central Inc#page7.tif

PATENT

source=Japan Display Central Inc#page8.tif
source=Japan Display Central Inc#page9.tif
source=Japan Display Central Inc#page10.tif
source=Japan Display Central Inc#page11.tif
source=Japan Display Central Inc#page12.tif
source=Japan Display Central Inc#page13.tif
source=Japan Display Central Inc#page14.tif
source=Japan Display Central Inc#page15.tif
source=Japan Display Central Inc#page16.tif
source=Japan Display Central Inc#page17.tif
source=Japan Display Central Inc#page18.tif
source=Japan Display Central Inc#page19.tif
source=Japan Display Central Inc#page20.tif
source=Japan Display Central Inc#page21.tif
source=Japan Display Central Inc#page22.tif
source=Japan Display Central Inc#page23.tif
source=Japan Display Central Inc#page24.tif
source=Japan Display Central Inc#page25.tif
source=Japan Display Central Inc#page26.tif
source=Japan Display Central Inc#page27.tif
source=Japan Display Central Inc#page28.tif
source=Japan Display Central Inc#page29.tif
source=Japan Display Central Inc#page30.tif
source=Japan Display Central Inc#page31.tif
source=Japan Display Central Inc#page32.tif
source=Japan Display Central Inc#page33.tif
source=Japan Display Central Inc#page34.tif
source=Japan Display Central Inc#page35.tif
source=Japan Display Central Inc#page36.tif

DECLARATION

I, Natsuki Kawaharazuka of S & S INTERNATIONAL PPC, located at Suzuye & Suzuye Bldg., 1-12-9 Toranomom, Minato-ku, Tokyo, Japan do hereby solemnly and sincerely declare:

1. That I am well acquainted with the Japanese and English languages, and
2. That the attached documents are a Certificate of Detailed Company History of Japan Display Inc. and Certificate of Closed Company History of Japan Display Inc. (formerly Hitach Displays Inc.) extracted from the Commercial Register and true English translations of the relevant portion thereof.

And I make this solemn declaration conscientiously believing the same to be true and correct.

Dated this *4th* day of *Sept.*, 2013


Natsuki Kawaharazuka

Certificate of closed company history
(Partial translation)

3300 Hayano, Mobara-shi, Chiba-ken
JAPAN DISPLAY INC.
Corporation number: 0400-01-059563

(1) Corporate Name: Hitachi Displays Inc.

Japan Display East Inc.

Changed: Apr. 1, 2012

Registered: Apr. 2, 2012

Japan Display Inc.

Changed: Apr. 1, 2013

Registered: Apr. 8, 2013

(2) Head office: 3300 Hayano, Mobara-shi, Chiba-ken

(3) Means of public announcement:

The public announcement is to be done indicating in the
Official Gazette.

The public announcement is to be done by the Official
Gazette.

The public announcement of our company is to be done through
Internet <http://www.j-display.com>

If such means can not be utilized due to unavoidable
reasons, such as an accident, it is to be done by Official
Gazette.

(4) Date of incorporation: October 1, 2002

(Translation of below is omitted)

*Matters underlined are cancelled.

(Translation of page 2 to page 28 is omitted)

(1) - 1 (translation omitted)

- 2 Merging Japan Display Inc. of 3-7-1, Nishi-shinbashi, Minato-ku, Tokyo on April 1, 2013

Registered: Apr. 8, 2013

- 3 Merging of Japan Display Central Inc. of 1-9-2, Hatara-cho, Fukaya-shi, Saitama on April 1, 2013

Registered: Apr. 8, 2013

- 4 Merging of Japan Display West of 50, Aza Kami-Funaki, Oo-Aza Ogawa, Higashiura-cho, Chita-gun, Aichi-ken on April 1, 2013

Registered: Apr. 8, 2013

- 5 (translation omitted)

(Translation of Item (2) to (5) is omitted)

(6) - 1 Item of registered records:

According to Art. 3 of the supplementary provisions of Ordinance No. 15 of the Ministry of Justice of 1989:

Transcribed: December 3, 2004

- 2

Move of head office on April 1, 2013, to 3-7-1, Nishi-shinbashi, Minato-ku, Tokyo

Registered: April 17, 2013

Closed: April 17, 2013

This document is to certify that the aforementioned items are all the items registered in the commercial register which were closed.

April 19, 2013

(Jurisdiction: Chiba Local Legal Affairs Bureau)

Tokyo Legal Affairs Bureau

Minato Branch

Registrar: Ichiro Koga (grand seal)

*Matters underlined are cancelled.

閉鎖事項全部証明書

千葉県茂原市早野3300番地

株式会社ソニーディスプレイ

会社法人番号 0400-011059565

商号	株式会社日立ディスプレイ	
①	株式会社ソニーディスプレイイースト	平成24年 4月 1日変更 平成24年 4月 2日登記
	株式会社ソニーディスプレイ	平成25年 4月 1日変更 平成25年 4月 8日登記
本店	千葉県茂原市早野3300番地	
②	① 日報に掲載してこれを行う	
	② 日報により行う	平成18年 6月16日変更 平成18年 6月24日登記
③	① 電子公告とする。 http://www.sony-display.com ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告ができない場合の公告方法は、日報に掲載する方法とする。	平成24年 6月10日変更 平成24年 7月2日登記
	②	
④	平成14年10月1日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 液晶表示素子、反射型液晶ディスプレイ、投射型プラズマ管、直視型プラズマ管等ディスプレイ関連の電子部品、ディスプレイの開発、設計、製造及び販売 2. 液晶駆動回路、液晶コントローラ等の半導体集積回路の開発、設計、製造及び販売 3. 民生用電子機械器具の開発、設計、製造及び販売 4. の犯罪防止及び安全に関する設備機器の開発、設計、製造及び販売 5. 前各号に掲げた製品の製造装置等産業用電気機械器具の開発、設計、製造及び販売 6. 前各号に掲げた製品の再生処理及び再生製品の販売 7. 前各号に掲げた製品に関連する材料、部品等の開発、設計、製造及び販売 8. 前各号に掲げた製品に関連するソフトウェアの作成及び販売 9. 前各号に掲げた製品の賃貸、修理、保守サービス及び処分サービス 10. 情報ネットワークシステムの構築、保守管理及び情報処理サービスに関する事業 11. 印刷、文書作成管理及び事務処理に関する事業 12. インターネットを利用した通信販売及び各種情報の提供、並びにこれら 	

千葉県茂原市早野3300番地
 株式会社シャパンディスプレイ
 会社法人等番号 0400-01-059563

	の情報システムの開発、設計、運用及び保守 13 電気工事、管工事、電気通信工事、機械器具設置工事、消防施設工事等の設備工事及び建築工事の設計、監理並びに請負 14 古物の売買 15 特許権、著作権、ノウハウ等の知的財産権の実施許諾及び使用許諾 16 経営及びマーケティングに関する各種研修の企画及び実施 17 前各号に関連するコンサルティング業務及びインフォマティクスの請負 18 労働者派遣事業 19 金銭の貸付、債権の買取、債務の保証及び投資顧問 20 不動産の管理、賃貸借及びその仲介 21 倉庫業及び貨物運送取扱業 22 前各号に関連する一切の事業	
	(1) 中小型ディスプレイ装置およびその部品ならびに電子部品の研究、開発、製造および販売 (2) 前号に附帯関連する一切の事業 平成24年 3月30日変更 平成24年 4月 2日登記	
	(1) 中小型ディスプレイ事業を営む会社の株式を保有することによる当該会社の事業活動の支配および管理 (2) 中小型ディスプレイ装置およびその部品ならびに電子部品の研究、開発、製造および販売 (3) 前各号に附帯関連する一切の事業 平成25年 4月 1日変更 平成25年 4月 8日登記	
発行済株式総数	80万株	
	130万株	平成18年 7月16日 6日変更 平成18年 6月29日登記
	1840万株	平成25年 3月27日変更 平成25年 4月 8日登記
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 21万株	
	発行済株式の総数 25万80株	平成17年 4月 1日変更 平成17年 4月 5日登記
	発行済株式の総数 34万200株	平成17年10月 1日変更 平成17年10月 6日登記
	発行済株式の総数 66万640株	平成18年 4月 1日変更 平成18年 4月 6日登記

千葉県茂原市早野3300番地
 株式会社ジヤパンディスプレイ
 会社法人等番号 0400-01-059563

	発行済株式の総数 190万980株	平成18年10月1日変更 平成18年10月5日登記
	発行済株式の総数 120万980株	平成19年7月1日変更 平成19年7月5日登記
	発行済株式の総数 461万3879株 各種の株式の数 普通株式 201万3879株 A種優先株式 260万株	平成25年4月1日変更 平成25年4月8日登記
株券を発行する旨の定め	当社の株式については株券を発行する	平成17年法律第87号第13.6条の規定により平成18年5月17日登記
資本金の額	平成18年6月16日廃止 金1億500万円	平成18年6月29日登記
	金1億200万円	平成17年4月1日変更 平成17年4月5日登記
	金13億5500万円	平成17年10月1日変更 平成17年10月6日登記
	金2億7000万円	平成18年4月1日変更 平成18年4月6日登記
	金27億7450万円	平成18年10月1日変更 平成18年10月5日登記
	金3億2000万円	平成19年7月1日変更 平成19年7月5日登記
発行可能種類株式総数及び発行する各種の株式の内容	普通株式 1320万株 A種優先株式 260万株 1. 剰余金の配当 当社は、「A種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）またはA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、剰余金の配当を行わない。	

2. 残余財産の分配

(1) 当社は、残余財産（その種類を問わない。以下同じ。）を分配するときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、当社の普通株式を有する株主または当社の普通株式の登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、残余財産分配額として、(i) A種優先株式1株当たりの払込金額、および(ii) A種優先株式1株当たりの払込金額に、払込期日（同日を含む。）から残余財産の分配が行われる日（同日を含む。）までの期間につき年利2.5%を乗じた金額（なお、1年に満たない期間については、1年を365日とする日割計算による）の総額（以下「A種優先残余財産分配金」という。）を分配する。ただし、A種優先株式についての株式の併合、分割または無償割当て等の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社の取締役会が定める合理的なA種優先残余財産分配金の調整を行うものとする。

(2) A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先残余財産分配金のほか残余財産の分配は行わない。

3. 議決権

A種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

4. 普通株式を対価とする取得請求権

A種優先株主は、平成26年4月1日から平成46年3月31日までの間、当社がA種優先株式1株を取得するのと引換えに当社の普通株式1株を交付することを請求することができる。ただし、当社の普通株式またはA種優先株式について株式の併合、分割、もしくは無償割当て、または当社を当事会社とする合併、株式交換、株式移転もしくは会社が分割等調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社の取締役会が定める合理的な取得条件の調整を行うものとする。

5. 金銭を対価とする取得条項

(1) 当社は、平成29年4月1日から平成46年3月31日までの間、いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下「金銭対価強制取得日」という。）の到来をもって、当社がA種優先株式の全部または一部を取得するのと引換えに、分配可能額を限度として、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して金銭を交付することができる（以下「金銭対価強制取得」という。）。なお、一部取得を行う場合において取得するA種優先株式は、比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。

(2) 金銭対価強制取得が行われる場合におけるA種優先株式1株当たりの取得価額は、(i) A種優先株式1株当たりの払込金額、および(ii) A種優先株式1株当たりの払込金額に、払込期日（同日を含む。）から金銭対価強制取得日（同日を含む。）までの期間につき、年利2.5%を乗じた金額（なお、1年に満たない期間については、1年を365日とする日割計算による）の総額とする。ただし、A種優先株式についての株式の併合、分割または無償割当て等の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社の取締役会が定める合理的な取得価額の調整を行うものとする。

6. 普通株式を対価とする取得条項

当社は、平成46年3月31日までに取得請求のなかったA種優先株式の全部を、その翌日をもって取得し、当社がA種優先株式1株を取得するのと引換えに当社の普通株式1株を交付するものとする。ただし、当社の普通株式またはA種優先株式について株式の併合、分割、もしくは無償割当て、または当社を当事会社とする合併、株式交換、株式移転もしくは会社が分割等調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社の取締役会が定める合理的な取得条件の調整を行うものとする。

平成25年3月27日変更 平成25年4月8日登記

千葉県茂原市早野3300番地
 株式会社ジャパンディスプレイ
 会社法人等番号 0400-01-059563

株式の譲渡制限に関する規定	譲渡による当会社の株式の取得については、株主総会の承認を要するものとす		
	平成18年 6月16日設定	平成18年 6月29日登記	
当会社の発行する株式は、すべて譲渡制限株式とし、株式の譲渡による取得については、当会社の承認を要する。	平成24年 3月30日変更		
	平成24年 4月 2日登記		
役員に関する事項	取締役	米内史明	平成15年 6月23日重任
	取締役	米内史明	平成17年 6月17日重任
			平成17年 7月 1日登記
	取締役	米内史明	平成19年 6月13日重任
			平成19年 6月20日登記
	取締役	米内史明	平成20年 6月12日重任
			平成20年 6月20日登記
	取締役	米内史明	平成21年 6月17日重任
			平成21年 6月23日登記
	取締役	米内史明	平成22年 6月15日重任
			平成22年 6月16日登記
			平成22年 6月30日辞任
			平成22年 7月 1日登記
取締役	田中裕成	平成15年 6月23日重任	
		平成17年 3月31日辞任	
		平成17年 4月11日登記	
取締役	大谷浩美	平成15年 6月23日重任	
取締役	大谷浩美	平成17年 6月17日重任	
		平成17年 7月 1日登記	

千葉県茂原市早野3300番地
 株式会社ジャパンディスプレイ
 会社法人等番号 0400-01-059563

		平成19年 3月31日辞任
		平成19年 4月 2日登記
取締役	<u>吉田和俊</u>	平成15年 6月23日就任
取締役	<u>吉田和俊</u>	平成17年 6月17日重任
		平成17年 7月 1日登記
取締役	<u>吉田和俊</u>	平成19年 6月13日重任
		平成19年 6月20日登記
取締役	<u>吉田和俊</u>	平成20年 6月12日重任
		平成20年 6月20日登記
取締役	<u>吉田和俊</u>	平成21年 6月17日重任
		平成21年 6月25日登記
取締役	<u>吉田和俊</u>	平成22年 6月15日重任
		平成22年 6月 6日登記
		平成22年 9月30日辞任
		平成22年10月 5日登記
取締役	<u>佐藤幸宏</u>	平成15年 6月23日重任
取締役	<u>佐藤幸宏</u>	平成17年 6月17日重任
		平成17年 7月 1日登記
	<u>重田 哲夫</u>	平成17年 8月31日辞任
		平成17年 9月 9日登記
取締役	<u>向山健治</u>	平成13年 6月23日重任
取締役	<u>向山健治</u>	平成17年 6月17日重任
		平成17年 7月 1日登記

千葉県茂原市早野3300番地
 株式会社ジャパンディスプレイ
 会社法人等番号 0400-01-059563

		平成18年 3月31日辞任
		平成18年 4月10日登記
取締役	藤 岡 真	平成15年 6月23日重任
		平成17年 3月31日辞任
		平成17年 4月11日登記
取締役	青 木 典 夫	平成16年 4月 1日就任
取締役	青 木 典 夫	平成17年 6月17日重任
		平成17年 7月 1日登記
		平成18年12月31日辞任
		平成19年 1月10日登記
取締役	畑 中 和 夫	平成16年 4月 1日就任
取締役	畑 中 和 夫	平成17年 6月17日重任
		平成17年 7月 1日登記
取締役	畑 中 和 夫	平成19年 6月13日重任
		平成19年 6月20日登記
取締役	畑 中 和 夫	平成20年 6月12日重任
		平成20年 6月20日登記
取締役	畑 中 和 夫	平成21年 6月17日重任
		平成21年 6月23日登記
取締役	畑 中 和 夫	平成22年 6月15日重任
		平成22年 6月16日登記
		平成23年 3月31日辞任
		平成23年 4月 1日登記

千葉県茂原市早野3300番地
 株式会社ジャパンディスプレイ
 会社法人等番号 0400-01-059563

取締役	江 幡 誠	平成16年 4月 1日就任
取締役	江 幡 誠	平成17年 6月17日重任
		平成17年 7月 1日登記
		平成18年 3月31日辞任
		平成18年 4月10日登記
取締役	若 林 肇	平成17年 4月 1日就任
		平成17年 4月11日登記
取締役	若 林 肇	平成17年 6月17日重任
		平成17年 7月 1日登記
取締役	若 林 肇	平成19年 6月18日重任
		平成19年 6月20日登記
		平成20年 3月31日辞任
		平成20年 4月 4日登記
取締役	近 藤 裕 則	平成17年 4月 1日就任
		平成17年 4月11日登記
取締役	近 藤 裕 則	平成17年 6月17日重任
		平成17年 7月 1日登記
取締役	近 藤 裕 則	平成19年 6月13日重任
		平成19年 6月20日登記
取締役	近 藤 裕 則	平成20年 6月12日重任
		平成20年 6月20日登記
取締役	近 藤 裕 則	平成21年 6月17日重任
		平成21年 6月23日登記
取締役	近 藤 裕 則	平成22年 6月15日重任
		平成22年 6月16日登記

千葉県茂原市早野3300番地
 株式会社ジャパンディスプレイ
 会社法人等番号 0400-01-059563

取締役	近藤 裕 則	平成23年 6月21日重任 平成23年 7月 6日登記 平成24年 3月30日辞任 平成24年 4月 2日登記
取締役	田宮 直彦	平成17年 4月 1日就任 平成17年 4月11日登記
取締役	田宮 直彦	平成17年 6月17日重任 平成17年 7月 1日登記
取締役	田宮 直彦	平成19年 6月13日重任 平成19年 6月20日登記 平成20年 3月31日辞任 平成20年 4月 4日登記
取締役	田村 豊一郎	平成17年 4月 1日就任 平成17年 7月 1日登記
取締役	田村 豊一郎	平成17年 6月17日重任 平成17年 7月 1日登記 平成17年12月31日辞任 平成18年 1月10日登記
取締役	甲村 道治	平成17年 6月17日就任 平成17年 7月 1日登記 平成19年 3月31日辞任 平成19年 4月 2日登記
取締役	森 和典 廣	平成17年 8月 1日就任 平成17年 8月10日登記 平成18年12月31日辞任 平成19年 1月10日登記

千葉県茂原市早野3300番地
 株式会社ジャパンディスプレイ
 会社法人等番号 0400-01-059563

取締役	西野 壽一	平成17年 9月 1日就任 平成17年 9月 9日登記
取締役	西野 壽一	平成19年 6月13日重任 平成19年 6月20日登記
取締役	西野 壽一	平成20年 6月12日重任 平成20年 6月20日登記
	西野 壽一	平成20年 9月30日辞任 平成20年10月 1日登記
取締役	伊藤 義文	平成18年 1月 1日就任 平成18年 1月20日登記
取締役	伊藤 義文	平成19年 6月13日重任 平成19年 6月20日登記
	伊藤 義文	平成20年 3月31日辞任 平成20年 4月 4日登記
取締役	吉見 功	平成18年 4月 1日就任 平成18年 4月10日登記
	吉見 功	平成19年 3月31日辞任 平成19年 4月 2日登記
取締役	西川 晃一郎	平成18年 4月 1日就任 平成18年 4月10日登記
取締役	西川 晃一郎	平成19年 6月13日重任 平成19年 6月20日登記
取締役	西川 晃一郎	平成20年 6月12日重任 平成20年 6月20日登記
取締役	西川 晃一郎	平成21年 6月17日重任 平成21年 6月23日登記

整理番号 ワ534182

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

10/30

PATENT

REEL: 032496 FRAME: 0637

千葉県茂原市早野3300番地
 株式会社ジャパンディスプレイ
 会社法人等番号 0400-01-059563

		平成22年 3月31日辞任
		平成22年 4月 6日登記
取締役	井本 義之	平成19年 1月 1日就任
		平成19年 1月10日登記
取締役	井本 義之	平成19年 6月13日重任
		平成19年 6月20日登記
取締役	井本 義之	平成20年 6月12日重任
		平成20年 6月20日登記
取締役	井本 義之	平成21年 6月17日重任
		平成21年 6月23日登記
取締役	井本 義之	平成22年 6月15日重任
		平成22年 6月16日登記
取締役	井本 義之	平成23年 6月21日重任
		平成23年 7月 6日登記
		平成24年 3月30日辞任
		平成24年 4月 2日登記
取締役	唐弓 幸一	平成19年 4月 1日就任
		平成19年 4月 2日登記
取締役	唐弓 幸一	平成19年 6月13日重任
		平成19年 6月20日登記
取締役	唐弓 幸一	平成20年 6月12日重任
		平成20年 6月20日登記
取締役	唐弓 幸一	平成21年 6月17日重任
		平成21年 6月23日登記
取締役	唐弓 幸一	平成22年 6月15日重任
		平成22年 6月16日登記

千葉県茂原市早野3300番地
 株式会社ジャパンディスプレイ
 会社法人等番号 0400-01-059563

		平成23年 3月31日辞任
		平成23年 4月 1日登記
取締役	青山直文	平成19年 4月 1日就任
		平成19年 4月 2日登記
取締役	青山直文	平成19年 6月13日重任
		平成19年 6月20日登記
取締役	青山直文	平成20年 6月12日重任
		平成20年 6月20日登記
取締役	青山直文	平成21年 6月17日重任
		平成21年 6月23日登記
		平成22年 3月31日辞任
		平成22年 4月 6日登記
取締役	川上潤三	平成19年 4月 1日就任
		平成19年 4月 2日登記
取締役	川上潤三	平成19年 6月13日重任
		平成19年 6月20日登記
取締役	川上潤三	平成20年 6月12日重任
		平成20年 6月20日登記
		平成21年 6月17日退任
		平成21年 6月23日登記
取締役	深谷正樹	平成20年 3月31日就任
		平成20年 4月 4日登記
取締役	深谷正樹	平成20年 6月12日重任
		平成20年 6月20日登記
取締役	深谷正樹	平成21年 6月17日重任
		平成21年 6月23日登記

千葉県茂原市早野3300番地
 株式会社ジャパンディスプレイ
 会社法人等番号 0400-01-059563

取締役	深谷正樹	平成22年 6月15日重任 平成22年 6月16日登記
取締役	深谷正樹	平成23年 6月21日重任 平成23年 7月 6日登記 平成24年 3月30日辞任 平成24年 4月 2日登記
取締役	森田研	平成20年 3月31日就任 平成20年 4月 4日登記
取締役	森田研	平成20年 6月12日重任 平成20年 6月20日登記
取締役	森田研	平成21年 6月17日重任 平成21年 6月23日登記
取締役	森田研	平成22年 6月15日重任 平成22年 6月16日登記 平成22年 6月30日辞任 平成22年 7月 1日登記
取締役	佐藤幸宏	平成20年 4月 1日就任 平成20年 4月 4日登記
取締役	佐藤幸宏	平成20年 6月12日重任 平成20年 6月20日登記
取締役	佐藤幸宏	平成21年 6月17日重任 平成21年 6月23日登記
取締役	佐藤幸宏	平成22年 6月15日重任 平成22年 6月16日登記
取締役	佐藤幸宏	平成23年 6月21日重任 平成23年 7月 6日登記

千葉県茂原市早野3300番地
 株式会社ジャパンディスプレイ
 会社法人等番号 0400-01-059563

		平成24年 3月30日辞任
		平成24年 4月 2日登記
取締役	三好 崇司	平成21年 6月17日就任
		平成21年 6月23日登記
取締役	三好 崇司	平成22年 6月15日重任
		平成22年 6月16日登記
	他 田 豊 紀	平成23年 6月21日退任
		平成23年 7月 6日登記
取締役	酒井 健治	平成22年 4月 1日就任
		平成22年 4月 6日登記
取締役	酒井 健治	平成22年 6月15日重任
		平成22年 5月16日登記
取締役	酒井 健治	平成23年 6月21日重任
		平成23年 7月 6日登記
		平成24年 3月30日辞任
		平成24年 4月 2日登記
取締役	古田 豊紀	平成22年 4月 1日就任
		平成22年 4月 6日登記
取締役	古田 豊紀	平成22年 6月15日重任
		平成22年 6月16日登記
取締役	古田 豊紀	平成23年 6月21日重任
		平成23年 7月 6日登記
	他 田 豊 紀	平成24年 3月30日辞任
		平成24年 4月 2日登記
取締役	引場 正行	平成22年10月 1日就任
		平成22年10月 5日登記

千葉県茂原市早野3300番地
 株式会社ジャパンディスプレイ
 会社法人等番号 0400-01-059563

取締役	引場 正行	平成23年 6月21日重任 平成23年 7月 6日登記 平成24年 3月30日辞任 平成24年 4月 2日登記
取締役	熊倉 和明	平成23年 4月 1日就任 平成23年 4月 1日登記
取締役	熊倉 和明	平成23年 6月21日重任 平成23年 7月 6日登記 平成24年 3月30日辞任 平成24年 4月 2日登記
取締役	小林 信彦	平成23年 4月 1日就任 平成23年 4月 1日登記
取締役	小林 信彦	平成23年 6月21日重任 平成23年 7月 6日登記 平成24年 3月30日辞任 平成24年 4月 2日登記
取締役	西 康 宏	平成24年 3月30日就任 平成24年 4月 2日登記
取締役	西 康 宏	平成24年 6月27日重任 平成24年 8月 3日登記 平成25年 3月31日辞任 平成25年 4月 8日登記
取締役	福 井 功	平成24年 3月30日就任 平成24年 4月 2日登記
取締役	福 井 功	平成24年 6月27日重任 平成24年 8月 3日登記

千葉県茂原市早野3300番地
 株式会社ジャパンディスプレイ
 会社法人等番号 0400-01-059563

		平成25年 3月31日辞任
		平成25年 4月 8日登記
取締役	保田 隆雄	平成24年 3月30日就任
		平成24年 4月 2日登記
取締役	保田 隆雄	平成24年 6月27日重任
		平成24年 8月 3日登記
		平成25年 3月31日辞任
		平成25年 4月 8日登記
取締役	大塚 周二	平成24年 3月30日就任
		平成24年 4月 2日登記
取締役	大塚 周二	平成24年 6月27日重任
		平成24年 8月 3日登記
取締役	谷山 浩一郎	平成24年 3月30日就任
		平成24年 4月 2日登記
取締役	谷山 浩一郎	平成24年 6月27日重任
		平成24年 8月 3日登記
取締役	谷山 浩一郎	
(社外取締役)		平成25年 4月 8日社外 取締役の登記
取締役	朝倉 陽保	平成25年 4月 1日就任
(社外取締役)		平成25年 4月 8日登記
取締役	鈴木 智行	平成25年 4月 1日就任
(社外取締役)		平成25年 4月 8日登記
取締役	深申 方彦	平成25年 4月 1日就任
(社外取締役)		平成25年 4月 8日登記

千葉県茂原市早野3300番地
 株式会社ジャパンディスプレイ
 会社法人等番号 0400-01-059563

取締役 畑 中 和 夫	平成25年 4月 1日就任 平成25年 4月 8日登記
取締役 小林 喜 光 (社外取締役)	平成25年 4月 1日就任 平成25年 4月 8日登記
取締役 白 井 克 彦 (社外取締役)	平成25年 4月 1日就任 平成25年 4月 8日登記
取締役 菅 野 裕 寛 (社外取締役)	平成25年 4月 1日就任 平成25年 4月 8日登記
千葉県茂原市早野2124番地7 代表取締役 米 内 史 明	平成15年 6月23日重任
千葉県茂原市早野2124番地7 代表取締役 米 内 史 明	平成17年 6月27日重任 平成17年 7月 1日登記 平成17年 7月30日辞任 平成17年 8月10日登記
東京都文京区千石三丁目1番1号 代表取締役 森 和 廣	平成17年 8月 1日就任 平成17年 8月10日登記 平成18年12月31日辞任 平成19年 1月10日登記
横浜市旭区若葉台四丁目13番802号 代表取締役 井 本 義 之	平成19年 1月 1日就任 平成19年 1月10日登記
横浜市旭区若葉台四丁目13番802号 代表取締役 井 本 義 之	平成19年 6月13日重任 平成19年 6月20日登記
横浜市旭区若葉台四丁目13番802号 代表取締役 井 本 義 之	平成20年 6月12日重任 平成20年 6月20日登記
横浜市旭区若葉台四丁目13番802号 代表取締役 井 本 義 之	平成21年 6月17日重任 平成21年 6月23日登記

整理番号 ワ534182 * 下線のあるものは其消事項であることを示す。 17/30

PATENT

千葉県茂原市早野3300番地
 株式会社ジャパンディスプレイ
 会社法人番号 0400-01-059563

横浜市旭区若葉台四丁目13番802号 代表取締役 井本 義之	平成22年 6月15日重任 平成22年 6月16日登記
横浜市旭区若葉台四丁目13番802号 代表取締役 井本 義之	平成23年 6月21日重任 平成23年 7月 6日登記
東京都中央区新川三丁目30番10-1203号 代表取締役 西 康 宏	平成24年 3月30日辞任 平成24年 4月 2日登記
東京都中央区新川三丁目30番10-1203号 代表取締役 西 康 宏	平成24年 3月30日就任 平成24年 4月 2日登記
東京都中央区新川三丁目30番10-1203号 代表取締役 西 康 宏	平成24年 6月27日重任 平成24年 8月 6日登記
福岡県糸島市立大武390番地2 代表取締役 大塚 周	平成25年 3月31日辞任 平成25年 4月 8日登記
監査役 福 山 裕 幸	平成25年 2月 6日就任 平成25年 4月 8日登記
監査役 福 山 裕 幸 (社外監査役)	平成16年 4月 16日就任 平成18年 6月29日社外 監査役の登記
監査役 長 壁 邦 治	平成20年 3月31日辞任 平成20年 4月 4日登記
監査役 長 壁 邦 治	平成16年 5月21日就任 平成20年 3月31日辞任
(社外監査役)	平成20年 4月 4日登記

千葉県茂原市早野3300番地
 株式会社シャボンディスプレイ
 会社法人番号 0400-01-059563

監査役	<u>西山光秋</u>	平成16年 6月18日就任
		平成17年 3月31日辞任
		平成17年 4月11日登記
監査役	<u>木邑照高</u>	平成17年 4月 1日就任
		平成17年 4月11日登記
監査役	<u>木邑照高</u>	
	(社外監査役)	平成18年 6月29日社外 監査役の登記
		平成20年 3月31日辞任
		平成20年 4月 4日登記
監査役	<u>齊藤壮蔵</u>	平成20年 3月31日就任
	(社外監査役)	平成20年 4月 4日登記
		平成22年 3月31日辞任
		平成22年 4月 6日登記
監査役	<u>川下寛</u>	平成20年 3月31日就任
	(社外監査役)	平成20年 4月 4日登記
		平成21年 2月27日辞任
		平成21年 3月 4日登記
監査役	<u>藤原正樹</u>	平成20年 3月31日就任
	(社外監査役)	平成20年 4月 4日登記
		平成22年 3月31日辞任
		平成22年 4月 6日登記
監査役	<u>佐藤晴峰</u>	平成20年 4月 1日就任
	(社外監査役)	平成20年 4月 4日登記

千葉県茂原市早野3300番地
 株式会社ジャパンディスプレイ
 会社法人番号 0400-01-059563

		平成22年 3月31日辞任
	(社外監査役)	平成22年 4月 6日登記
監査役	天野 恭 嗣	平成21年 2月28日就任
(社外監査役)		平成21年 3月 4日登記
		平成22年 3月31日辞任
		平成22年 4月 6日登記
監査役	青 山 直 文	平成22年 4月 1日就任
		平成22年 4月 6日登記
		平成24年 3月30日辞任
		平成24年 4月 2日登記
監査役	英 慎 一 郎	平成22年 4月 1日就任
(社外監査役)		平成22年 4月 6日登記
		平成24年 3月30日辞任
		平成24年 4月 2日登記
監査役	中 村 忠 司	平成22年 4月 1日就任
(社外監査役)		平成22年 4月 6日登記
		平成22年 6月30日辞任
		平成22年 7月 1日登記
監査役	三 木 淑 史	平成22年 6月30日就任
(社外監査役)		平成22年 7月 1日登記
		平成24年 3月30日辞任
		平成24年 4月 2日登記
監査役	川 崎 和 雄	平成24年 3月30日就任
		平成24年 4月 2日登記
監査役	江 東 洋 一	平成25年 4月 1日就任
(社外監査役)		平成25年 4月 8日登記

千葉県茂原市早野3300番地
 株式会社ジパングディスプレイ
 会社法人等番号 0400-01-059563

	監査役 川嶋 俊昭 (社外監査役)	平成25年 4月 1日就任 平成25年 4月 8日登記
	会計監査人 新日本監査法人	平成18年 6月29日会計 監査人の登記
	会計監査人 新日本監査法人	平成19年 6月13日重任
	会計監査人 新日本監査法人	平成20年 7月 9日登記
	会計監査人 新日本監査法人	平成20年 6月12日重任
	会計監査人 新日本有限責任監査法人	平成20年 7月 9日登記
	会計監査人 新日本有限責任監査法人	平成20年 7月 1日新日 本監査法人の名称変更
	会計監査人 新日本有限責任監査法人	平成21年 7月 9日登記
	会計監査人 新日本有限責任監査法人	平成21年 6月27日重任
	会計監査人 新日本有限責任監査法人	平成21年 6月28日登記
	会計監査人 新日本有限責任監査法人	平成22年 6月28日重任
	会計監査人 新日本有限責任監査法人	平成22年 6月16日登記
	会計監査人 新日本有限責任監査法人	平成23年 6月27日重任
	会計監査人 新日本有限責任監査法人	平成23年 7月 6日登記
	会計監査人 新日本有限責任監査法人	平成24年 6月27日退任
	会計監査人 新日本有限責任監査法人	平成24年 8月 3日登記
	会計監査人 新日本有限責任監査法人	平成24年 6月27日就任
	会計監査人 新日本有限責任監査法人	平成24年 8月 3日登記
取締役等の会社 に対する責任の免除 に関する規定	当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取 締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、 取締役会の決議によつて免除することができる。 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監 査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、 取締役会の決議によつて免除することができる。	平成25年 4月 1日設定 平成25年 4月 8日登記

千葉県茂原市早野3300番地
株式会社シヤハンディスプレイ
会社法人番号 0400-01-059563

社外取締役等の会
社に対する責任の
制限に関する規定

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額以上で予め定められた額または法令が規定する額のいずれが高い額とする。

平成25年4月1日設定 平成25年4月8日登記

新株式約権

第1回新株式約権

新株式約権の数

8万7400個

新株式約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式8万7400株

本新株式約権1個の行使により新たに発行又はこれに代えて当社の保有する自己株式を移転し、以下「株式の発行又はこれに代わる当社の保有する自己株式の移転を「交付」という。）する株式は、当社普通株式1株（以下「割当株式数」という。）とする。

ただし、割当株式数は、当社普通株式の分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は併合を行う場合には、次の算式に従って調整された新株式約権の目的たる株式の総数は、調整後割当株式数に本新株式約権1個が行使され、消滅され、又は消滅した本新株式約権を除いた個数を乗じた数とする。

調整後割当株式数＝調整前割当株式数×（併合の比率）

なお、本新株式約権を行使した新株式約権者に交付する株式の数（株式の総数）がある場合は、これを切り捨てる。

さらに、上記のほか割当株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社が適当と考える方法で、合理的な範囲内で割当株式数の調整を行うことができる。

募集新株式約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しない旨と本新株式約権とを換えに金銭の払込を要しない。

新株式約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(1) 本新株式約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は行使価額（下記(2)に定義される。）に割当株式数を乗じた価額とする（円未満の端数は切り上げるものとする。）

(2) 本新株式約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、当初5万円（下記(3)の調整に服する。）とする。

(3) 行使価額の調整

(a) 当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整する（円未満の端数は第1位まで算出し、小数第2位を切り上げる。）調整後行使価額は、株式の分割に係る効力発生日（基準日（基準日を定めないとときは、その効力発生日））の日以後に発生する分割又は株式の併合の効力が生ずる日以後、これを適用する。

調整後行使価額＝調整前行使価額×（分割・併合の比率）

(b) 当社は、上記(a)に定める場合以外に、次に掲げる場合には、取締役会の決議により、必要な行使価額の調整を行うものとする。

(1) 当社を吸収合併存続会社とする吸収合併、当社を吸収分割承継会社とする吸収分割、又は当社を株式交換完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必

同様に行使する必要がある場合、その株式の目的たる株式の数の減少(注1)その他当社普通株式数の変更等により行使価額の調整を必要とする場合、本新株予約権を行使することができる期間

平成26年6月28日から平成34年6月27日(何日か当社の営業日でない場合には直前の営業日までとする)

新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権は次のいずれかの場合に行使することができる。
- (a) 当社普通株式が日本国内の金融商品取引所又は日本国外の証券取引市場に上場した場合
 - (b) 当社の発行済株式(ただし、消在株式を除く。)に係る議決権の総数に占める平成25年4月1日現在において当社の株式に係る議決権の過半数を保有する株主が保有する当社の株式に係る議決権の数の比率が3%以下になった場合
 - (c) 平成25年4月1日現在において当社の株式に係る議決権の過半数を保有する株主が当社の筆頭株主でなくなった場合
- (2) 前号の定めにかかわらず、本新株予約権の保有者(以下「本新株予約権者」という)が当社又は当社の子会社を懲戒解雇され、又は、当社又は当社の子会社において諭旨退職の処分を受け、若しくはこれらに準じた懲戒処分その他の制裁を受けた場合には、本新株予約権者はその保有する全株の本新株予約権を行使することができず、ただし、当社の取締役会の決議により特に行使が認められる場合は、この限りではない。
- (3) 第(1)号の定めにかかわらず、本新株予約権者は、消在の普通株式が日本国内の金融商品取引所又は日本国外の証券取引市場に上場した場合、当該上場日から1年間が経過する日まで、本新株予約権を行使することはできない。
- (4) 第(1)号の定めにかかわらず、本新株予約権者は、本新株予約権者が、当社と実質的に競業する会社の役員に就いた場合、当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く、本新株予約権を行使することはできない。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
 当社は、当社取締役会が別途定める日に、本新株予約権の全部又は一部を無償にて取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合には、当社取締役会の決議により、その取得する本新株予約権を定めるものとする。

平成25年4月1日発行

平成25年4月8日登記

第2回新株予約権

新株予約権の数
 1万3400個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式1万3400株

本新株予約権1個の行使により新たに発行又はこれに代えて当社の保有する自己株式を移転(以下「株式の発行又はこれに代わる当社の保有する自己株式の移転を「交付」という)する株式は、当社普通株式1株(以下「割当株式数」という)とみなす。ただし、割当株式数は、当社普通株式の分割(株式無償割当てを含む。以

下同じ。))又は併合を行う場合には、次の算式に従って調整され、本新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後割当株式数に本新株予約権(当該時点までに行使され、消却され又は消滅した本新株予約権を除く。)の総数を乗じた数とする。

調整後割当株式数=調整前割当株式数×分割・併合の比率

なお、本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

さらに、上記のほか、割当株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社が適当と考える方法で、合理的な範囲内で割当株式数の調整を行うことができる。

算集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しない旨、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は行使価額(下記(2))に定義される。)に割当株式数を乗じた価額とする。(1円未満の端数は切り上げるものとする。)
- (2) 本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、当初5万円(下記(3)の調整に服する。)とする。
- (3) 行使価額の調整

(a) 当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整する。(円位未満の数字は切り捨て、100円未満の数字は1位を切り上げる。)、調整後行使価額=株式の分割に係る基準日(基準日を定めないときは、その効力発生日)の翌日以降又は株式の併合の効力が生ずる日以降、当社を母体とする調整後行使価額=調整前行使価額×分割・併合の比率

(b) 当社は、上記(a)に定める場合以外では、次の場合においては、取締役会の決議により、必要な行使価額の調整を行うものとする。

(i) 当社を吸収合併存続会社とする吸収合併、当社を吸収分割承継会社とする吸収分割、又は当社を株式交換完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とする場合。

(ii) その他当社普通株式数の変更等により行使価額の調整を必要とする場合。

新株予約権を行使することができる期間

平成26年6月28日から平成34年6月27日(同日が当社の営業日でない場合には、その直前の営業日)までとする。

新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権は次のいずれかの場合のみ行使することができる。
 - (a) 当社普通株式が日本国内の金融商品取引所又は日本国外の証券取引市場に上場した場合
 - (b) 当社の発行済株式(ただし潜在株式を除く。)に係る議決権の総数に占める、平成25年4月1日現在において当社の株式に係る議決権の過半数を保有する株主が保有する当社の株式に係る議決権の数の比率が3.3%以下になった場合
 - (c) 平成25年4月1日現在において当社の株式に係る議決権の過半数を保有する株主が当社の筆頭株主なくなった場合

(2) 前号の定めにかかわらず、本新株予約権の保有者(以下「本新株予約権者」という。)が当社又は当社の子会社を懲戒解雇され、又は、当社又は当社の子会社において論旨退職の処分を受け、若しくはそれら

に準じた懲戒処分その他の制裁を受けた場合には、本新株予約権者は、その保有する全ての本新株予約権を行使することができない。ただし、当社の取締役会の決議により特に行使が認められた場合は、この限りではない。

(3) 第(1)号の定めにかかわらず、本新株予約権者は、当社の普通株式が日本国内の金融商品取引所又は日本国外の証券取引市場に上場した場合、当該上場日から1年間が経過する日まで、本新株予約権を行使することはできない。

(4) 第(1)号の定めにかかわらず、本新株予約権者は、本新株予約権者が、当社と実質的に競業する会社の役員に就いた場合(当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く。)には、本新株予約権を行使することはできない。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、当社取締役会が別途定める日に、本新株予約権の全部又は一部を無償にて取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合には、当社取締役会の決議により、その取得する本新株予約権を定めるものとする。

平成25年 4月 21日発行
 平成25年 4月 23日登記

新株予約権

新株予約権の数

3,200個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその特定方法

普通株式3,200株

本新株予約権1個の行使により新たに発行又はこれに代えて当社の保有する自己株式を移転(以下「株式の発行又はこれに代わる当社の保有する自己株式の移転を「交付」という。»)する株式は「当社普通株式1株(以下「割当株式数」という。)」とする。

ただし、割当株式数は、当社普通株式の分割(株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は併合を行う場合には、次の算式に従って調整され、本新株予約権の目的たる株式の総数は調整後割当株式数に本新株予約権(当該時点までに行使され、消却され又は消滅した本新株予約権を除く。)の総数を乗じた数とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない偶数がある場合は、これを切り捨てる。

さらに上記のほか、割当株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社が適当と考える方法で、合理的な範囲内で割当株式数の調整を行うことができる。

新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しない旨
 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は行使価額(下記(2)に定義される。)に割当株式数を乗じた価額とする。(1円未満の端数は切り上げるものとする。)

(2) 本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、当初5万円(下記(5)の調整に服する。)とする。

(3) 行使価額の調整

- (a) 当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整する。(円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切り上げる。)。調整後行使価額は、株式の分割に係る基準日(基準日を定めないときは、その効力発生日)の翌日以降又は株式の併合の効力が生ずる日以降、これを適用する。
調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 分割・併合の比率
- (b) 当社は、上記(a)に定める場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会の決議により、必要な行使価額の調整を行うものとする。
- (i) 当社を吸収合併存続会社とする吸収合併、当社を吸収分割承継会社とする吸収分割、又は当社を株式交換完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とする場合。
- (ii) その他当社普通株式数の変更等により行使価額の調整を必要とする場合。

新株予約権を行使することができる期間

平成27年1月31日から平成35年1月30日(同日が当社の営業日でない場合には、その直前の営業日)までとする。

新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権は次のいずれかの場合にのみ行使することができる。
- (a) 当社普通株式が日本国内の金融商品取引所又は日本国外の証券取引市場に上場した場合。
- (b) 当社の発行済株式(ただし、潜在株式を除く)に係る議決権の総数に占める平成25年4月1日現在において当社の株式に係る議決権の過半数を保有する株主が保有する当社の株式に係る議決権の数の比率が33%以下に達した場合。
- (c) 平成25年4月1日現在において当社の株式に係る議決権の過半数を保有する株主が当社の筆頭株主でなくなった場合。
- (2) 前号の定めにかかわらず、本新株予約権の保有者(以下「本新株予約権者」という)が当社又は当社の子会社を懲戒解雇され、又は、当社又は当社の子会社において諭旨退職の処分を受け、若しくはそれらに準じた懲戒処分その他の制裁を受けた場合には、本新株予約権者はその保有する全ての本新株予約権を行使することができない。ただし、当社の取締役会の決議により特に行使が認められた場合は、この限りではない。
- (3) 第(1)号の定めにかかわらず、本新株予約権者は、当社の普通株式が日本国内の金融商品取引所又は日本国外の証券取引市場に上場した場合、当該上場日から1年間が経過する日まで、本新株予約権を行使することはできない。
- (4) 第(1)号の定めにかかわらず、本新株予約権者は、本新株予約権者が、当社と実質的に競業する会社の役員に就いた場合(当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く)には、本新株予約権を行使することはできない。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、当社取締役会が別途定める日に、本新株予約権の全部又は一部を無償にて取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合には、当社取締役会の決議により、その取得する本新株予約権を定めるものとする。

平成25年 4月 1日発行

平成25年 4月 8日登記

第4回新株予約権

新株予約権の数

1500個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式1500株

本新株予約権1個の行使により新たに発行又はこれに代えて当社の保有する自己株式を移転（以下、「株式の発行又はこれに代わる当社の保有する自己株式の移転を「交付」という。」）する株式は、当社普通株式1株（以下、「割当株式数」という。）とする。

ただし、割当株式数は、当社普通株式の分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は併合を行う場合には、次の算式に従って調整された本新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後割当株式数に本新株予約権が当該時点までに行使され、消滅され又は消滅した本新株予約権を除いた数の総数を乗じた数とする。

調整後割当株式数＝調整前割当株式数×（分割・併合の比率）

なお本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

さらに、上記のほか割当株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社が適当と考える方法で、合理的な範囲内で割当株式数の調整を行うことができる。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は行使価額（下記(2)に定義される。）に割当株式数を乗じた価額とする（円未満の端数は切り上げるものとする。）。
- (2) 本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、当初5万円（下記(3)の調整に服する。）とする。
- (3) 行使価額の調整

(a) 当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整する（円未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切り上げる。）。

調整後行使価額＝株式の分割に係る基準日（基準日を定めないときは、その効力発生日）の翌日以降又は株式の併合の効力が生ずる日以降、それを適用する。

調整後行使価額＝調整前行使価額×（分割・併合の比率）

(b) 当社は、上記(a)に定める場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会の決議により、必要な行使価額の調整を行うものとする。

- (1) 当社を吸収合併存続会社とする吸収合併、当社を吸収分割承継会社とする吸収分割、又は当社を株式交換完

千葉県茂原市早野3300番地
 株式会社ジャパンディスプレイ
 会社法人等番号 0400-01-059563

全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とする場合。

(i) その他当社普通株式数の変更等により行使価額の調整を必要とする場合。

新株予約権を行使することができる期間

平成27年2月28日から平成35年2月27日(同日が当社の営業日でない場合には、その直前の営業日)までとする。

新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権は次のいずれかの場合にのみ行使することができる。

(a) 当社普通株式が日本国内の金融商品取引所又は日本国外の証券取引市場に上場した場合

(b) 当社の発行済株式(ただし、潜在株式を除く。)に係る議決権の総数に占める平成25年4月1日現在において当社の株式に係る議決権の過半数を保有する株主が保有する当社の株式に係る議決権の数の比率が33%以下になった場合

(c) 平成25年4月1日現在において当社の株式に係る議決権の過半数を保有する株主が当社の筆頭株主でなくなった場合

(2) 前号の定めにかかわらず、本新株予約権の保有者(以下「本新株予約権者」という。)が当社又は当社の子会社を懲戒解雇され、又は当社又は当社の子会社において諭旨退職の処分を受け、若しくは若しくはに準じた懲戒処分その他の制裁を受けた場合、又は本新株予約権者がその保有する全ての本新株予約権を行使することができない。ただし、当社の取締役会の決議により特に行使が認められる場合はこの限りではない。

(3) 第(1)号の定めにかかわらず、本新株予約権者は、当社の普通株式が日本国内の金融商品取引所又は日本国外の証券取引市場に上場した場合、当該上場日から1年間が経過する日まで本新株予約権を行使することはできない。

(4) 第(1)号の定めにかかわらず、本新株予約権者は、本新株予約権者が、当社と実質的に競業する会社の役員に就いた場合(当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く。)には、本新株予約権を行使することはできない。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、当社取締役会が別途定める日に、本新株予約権の全部又は一部を無償にて取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合には、当社取締役会の決議により、その取得する本新株予約権を定めるものとする。

平成25年 4月 1日発行

平成25年 4月 8日登記

会社分割

平成22年6月30日千葉県茂原市早野3737番地株式会社IPSグループ
 子会社会社に分割

平成22年 6月30日登記

吸収合併

平成23年4月1日千葉県茂原市早野3681番地株式会社日立ディスプレイ
 デバイスを合併

平成23年 4月 1日登記

千葉県茂原市早野3300番地
株式会社ジャパンディスプレイ
会社法人等番号 0400-01-059563

(1)	平成23年4月1日千葉県茂原市早野3300番地株式会社旧立ディスプレイテクノロジーズを合併 -1	平成23年4月1日登記	
	平成25年4月1日東京都港区西新橋三丁目7番1号株式会社ジャパンディスプレイを合併 -2	平成25年4月8日登記	
	平成25年4月1日埼玉県深谷市藩羅町一丁目9番地2株式会社ジャパンディスプレイセントラルを合併 -3	平成25年4月8日登記	
	平成25年4月1日愛知県知多郡東浦町大字緒川字辻舟木50番地株式会社ジャパンディスプレイウエストを合併 -4	平成25年4月8日登記	
	平成25年4月1日千葉県茂原市早野3300番地株式会社ジャパンディスプレイウエストプロダクツを合併 -5	平成25年4月8日登記	
(2)	取締役会設置会社 に関する事項	取締役会設置会社 平成18年法務省令第37号第3.6条の規定により平成18年5月17日登記	
	監査役会設置会社 に関する事項	監査役会設置会社 平成18年法務省令第37号第3.6条の規定により平成18年5月17日登記	
	監査役会設置会社 に関する事項	監査役会設置会社 平成18年6月29日登記	
	監査役会設置会社 に関する事項	平成24年3月30日廃止 平成24年4月2日登記	
	監査役会設置会社 に関する事項	監査役会設置会社 平成25年4月1日設定 平成25年4月8日登記	
(3)	会計監査人設置会社 に関する事項	会計監査人設置会社 平成18年6月29日登記	
	(4)	登記記録に関する事項	平成16年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成16年12月13日移記
		登記記録に関する事項	平成25年4月1日東京都港区西新橋三丁目7番1号に本店移転 平成25年4月17日登記 平成25年4月17日閉鎖
(5)	登記記録に関する事項	平成25年4月17日閉鎖	

千葉県茂原市早野3300番地
株式会社ジャパンディスプレイ
会社法人等番号 0400-01-059563

これは各記録簿に記載されている閉鎖された事項の全部である事を証明した書面である。

(千葉県方法務局管轄)

平成25年 4月19日

東京法務局港出張所

登記官

甲 賀 郎



整理番号 7534182

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

30/30

PATENT